

第11日目（6月22日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、会計管理者から病気療養のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

○議 長 本日の日程は、お手元に配付のとおりといたします。

（午前9時29分）

○議 長 日程第1、平成24年請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願を議題といたします。総務文教委員長・関昭夫君の審査報告を求めます。

○関総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会に付託されました事件の審査の結果をご報告させていただきます。総務文教委員会では平成24年6月12日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので報告いたします。

平成24年請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

委員会では紹介議員の牛木議員より補足説明をいただき、その後質疑、各委員の意見を求めました。結果としまして全員賛成で採択すべきものと決定をいたしました。以上でございます。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成24年請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって平成24年請願第2号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定し

ました。

○議 長 日程第2、平成24年陳情第1号 水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める陳情を議題といたします。社会厚生委員長・中沢一博君の審査報告を求めます。

○中沢社会厚生委員長 おはようございます。社会厚生委員会に付託されました陳情第1号 水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める陳情につきましてご報告申し上げます。委員会の中から意見を賜りましてお聞きしました。特段、反対する理由等はないと。また、県の代表的な公害でもあり、県会でも一致をみているというそういう部分の意見が出ました。そして討論に移りました。討論では賛成討論、反対討論はございませんでした。

採決の結果、賛成全員で陳情第1号は採択と決しました。以上でございます。

○議 長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成24年陳情第1号 水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって平成24年陳情第1号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第3、第75号議案 財産の取得について(ロータリ除雪車2.6m級)及び日程第74、第76号議案 財産の取得について(ロータリ除雪車2.6m級)の以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

○総務部長 第75号議案、第76号議案につきまして、順次ご説明を申し上げます。財産の取得でございますが、予定価格2,000万円以上の動産の買入れとなりますので、議決事件としてお願いするものであります。

それぞれ、当初予算でお認めいただきました第8款土木費除雪機械整備事業費に係る備品でございます除雪車購入につきまして、入札等の都合で議運の当日に議案送付とすることができませんで、初日に配付させていただきました。物品契約につきまして、ご同意をいただきたいものでございます。

第75号議案についてご説明を申し上げます。議案1ページをご覧いただきたいと思いま

す。

1の取得する財産の表示でございますが、取得する財産は、ロータリ除雪車の2.6m級であり、スイングオーガの装備されていない車両であります。台数は1台でございます。2の取得の方法は、指名競争入札でございます。3の取得価格は、2,047万5,000円でございます。4の契約の相手方は、市内浦佐に所在をいたします株式会社小柳機械整備工場であります。3ページは仮契約書でございます。

4ページをお願いいたします。入札調書でございますが、6月5日執行いたしましたところ、3社の応札がありまして、税抜き1,950万円、落札率97.01パーセントで、株式会社小柳機械整備工場の落札となったものでございます。なお、調書の入札者の欄で、株式会社小柳機械整備工場の末尾が「工業」と記載されておりますが、ミスプリントでございますので、申し訳ありませんが読み替えていただきますようお願いをいたします。5ページには、契約の相手方の概要が記載されておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

7ページをご覧いただきたいと思っております。ロータリ除雪車2.6m級の仕様でございますが、1の性能、2の主要諸元、3の車体、次のページでは、4の除雪装置などが記載されておりますし、11ページにはオプション装備、12ページは特記仕様書、13ページが外観参考図でございます。次の第76号議案との相違点は、スイングオーガ装置ではなくて、可動式の雪切板の装備であるところが、相違点でございます。納期は平成24年10月31日でございます。以上が75号議案でございます。

次に76号議案をお願いいたします。同じくロータリ除雪車の2.6m級の取得であります。

1、2は割愛させていただきますが、オプションで180度可動いたしまして、雪庇を崩すスイングオーガ装置を装備することとしております。

3の取得価格でございますが、2,299万5,000円であります。

4の契約相手方は、市内に所在をいたします株式会社国際自動車整備でございます。3ページは物品購入仮契約書でございます。

4ページをお願いいたします。入札調書でございますが、6月5日執行いたしましたところ、3社の応札がございまして、税抜き2,190万、落札率95.63パーセントで株式会社国際自動車整備の落札となったものがございます。なお、ここでも調書の入札者の欄の、株式会社小柳機械整備工場の末尾が「工業」と記載されておりますので、恐れ入りますがご訂正をお願いいたします。

5ページには契約の相手方の概要、6ページには仕様書が添付されておりますのでご覧いただきたいと存じます。納期は平成24年10月31日でございます。

以上が第76号議案でございます。

以上、2件でございますけれども、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議 長 一括して質疑を行います。

○中沢俊一君 この種の契約は随分今までもあったわけですが、今回この指名競争

にしたという理由についてひとつ聞かせていただけませんか。

○総務部長 一般的には一般競争入札というのが入札のときの前提で、自治法上に書いてあります。その次に必要な場合に指名競争入札とすることができる。そのほかの方法として随契約ということがあるわけですが、物品につきましては入札をしたいと参加申込書が出ておりますので、その中でスイングオーガの付いたロータリ除雪車を納入したいという方を指名をして、いわゆる一般競争入札ではなくて指名競争入札にさせていただいた。機械も特殊でございますし、その中から数社選んだということでもあります。以上です。

○中沢俊一君 全くこういう機械関係に私は暗いものですから、例えば今までの除雪機械に例をとれば、市外の業者の応札があった。あったといいますかね、やっぱり地元の業者がなかなか弱いというようなことがあったように思っているわけです。少し今回は違ったかなと思ったものですから、今、質問させてもらっていますが、改めて聞きます。今まで結構強かった市外業者が申し込みがなかったというのは何か原因があったのでしょうか。

○総務部長 市外業者が強いのか弱いのかそれはわかりませんが、指名競争入札というのは私どもで入札参加申込書にあるものの中から適切な方を選んでするわけでございますので、あっちが強いから、こっちが弱いからということにはなりませんので、その時点で指名を何社かにする。審査委員会の中で選ばせていただいているということですので、なるべく市内の業者でということをやっています。従前もずっと指名入札であったというふうに、一般競争入札ということはおそらくこういう部分はあり得ないと思います。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 第75号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第75号議案 財産の取得について(ロータリ除雪車2.6m級)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第75号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第76号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第76号議案 財産の取得について(ロータリ除雪車2.

6 m級) は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第76号議案は原案のとおり可決されました。

**○議 長** 日程第5、第77号議案 財産の取得について(高規格救急車)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

**○総務部長** 第77号議案 財産の取得についてご説明を申し上げます。本件も先ほどの2つの議案と同じく財産の取得につきまして、議会のご同意をお願いしたいものでございます。

議案をご覧いただきたいと思います。1の取得する財産の表示でございしますが、取得する財産は、高規格救急車であり、台数は1台であります。これは、湯沢消防署において使用するものの更新でございまして、財源は湯沢町からの受託収入を財源としております。

2の取得の方法は、指名競争入札でございします。3の取得価格は、2,782万5,000円でございします。4の契約の相手方でございしますが、市内四十日に所在をします新潟トヨタ自動車株式会社六日町店でございします。

7ページをご覧いただきたいと思います。高規格救急自動車、救急車のそれから高度救命処置用資機材の仕様書でございしますが、8ページから13ページまでそれぞれ記載をされておりますのでご覧をいただきたいと思います。

4ページをご覧ください。入札調書でございしますが、3社の指名をいたしまして、1社辞退がございましたが、5月23日入札の結果、税抜き2,650万円で新潟トヨタ自動車株式会社六日町店の落札となったものでございします。落札率が99.55パーセントでございします。右の5ページには、契約の相手方の概要を、戻りまして3ページには物品購入契約の仮契約書が添付されておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。納期は平24年11月30日でございします。

以上でございしますが、よろしくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

**○議 長** 質疑を行います。

**○関 昭夫君** 1点お伺いをしたいのですが、契約の相手先、新潟トヨタ自動車株式会社これに云々はないんですけど、指名を3社してあるわけですが、そのうち2社が新潟トヨタ自動車、同じ会社、支店は別とはいいいながら同じ会社になっている。なぜ同じ会社を指名するのか。そこがちょっと不思議なのですが、その点をお聞かせいただきたい。

**○総務部長** この高度管理医療機器等販売許可というのがありまして、それが薬事法で必要だというような形になっておってそこを指名するわけですが、私どものところにはその六日町店並びに川崎店から個別に指名参加願が出ております。そういうことでその何ていうんでしょうか、本社は同じですが事業部制みたいな形で一つの事業所であろうということで、両方とそれから日産自動車さんを指名させていただいたということでございします。以上です。

**○関 昭夫君** もし、言われるように事業部制でみんな個々が独立しているのであれば、契約の相手先の会社概要は六日町店の概要を記載するべきではないかなと。これでは一つの

会社まるっきり一つでしかない。事業部制といっても本社の意向を聞かない事業部なんていうのはないわけですから、本来であれば何か不適切かなという気はしますが、指名願が出ている中で云々ということであれば、それを否定するものではありません。けれど、会社概要が先ほども言いましたが、言われる答弁だとすれば、説明内容が不足しているかなという気がします。

**○総務部長** 確かにおっしゃるとおりであろうというふうに思っております。この種のものが結局、日産とトヨタさんでしか車体ができていないということになっていますし、このあと今後になりますが、ぎ装がほとんどなわけですね。要は車体の上に何を乗つけるかということですので、例えばですが消防ポンプなんかの場合はポンプ自動車を作っていないところに発注というのがありますので、今後やっぱり我々もう少しそういう部分も含めて発注先について検討したいというふうに思っております。以上です。

**○関 昭夫君** ちょっと言い忘れてしまいましたが、指名競争はどうしても3社じゃなければいけなかったのかどうかということもあるのですが、同じ2つの支店から出ているからとはいっても、作っているのが日産自動車とトヨタ自動車だったら、2つの指名でも差し支えがなかったのかなと。例え1社が辞退したとしても成立するのではないかなという気がするんですが、そこのところをもう一度答弁をお願いします。

**○総務部長** 2社でもいいとは思いますが、辞退をされてしまうと指名競争入札の要は一般競争と違って競争になりません。一般競争は誰もいなくなって、1社しか残らなければそれはそれでオッケイですが、指名競争の場合は1社だとだめになりますので、やっぱり2社あるいは3社ということになるかと思えます。以上でございます。

**○岡村雅夫君** 関連しますが、日産自動車のその辞退の理由、要するに指名願を出して辞退をするわけですから、その理由をひとつお聞かせ願います。

同じそれぞれの会社で作っていると言いながら、何らかのその何と申しますか仕様の問題でトヨタ系なのかどうかという、そういうのがあったのかどうか、その辺もひとつ併せてお聞きします。

**○総務部長** 先に申し上げますがトヨタ系でなければならないとか、そういうことではありません。お聞きしているのは日産自動車さんが、先ほど申し上げました薬事法による高度管理医療機器等販売許可というのが、これは個人にくっついているようなものらしくて、会社の免許ということではなくて個人の免許というようなことで、異動か何かでその要はそれがないということになった。途中で人事配置か何かかもしれませんが、というふうにはお聞きしています。したがって、辞退をさせてくれということだったというふうにお聞きしています。

その高度管理医療機器等販売許可証というのがあるのですが、それは個人についていると申しますか個人の免許だそうです。それが例えば人事異動や何かでほかのところへ行ってしまうとそこのところがなくなってしまうので、薬事法に抵触をするということだと思えます。詳しくは聞いておりませんが、以上です。

○岡村雅夫君　　今の答弁だと、要するに指名願を出しているわけですよね。そして、調書も見て応札したいということで申し込みをして指名を受けて、そしてこれがなかった。ちょっとその辺、手続上、何でそういう形になるのか。許可がないのに指名したのがちょっとおかしいというふうには私は思うんですね。ですから、それほど厳格なものであるとしたならば、要するに販売許可ということになれば、これはディーラーですから、販売というのは普通販売店があるわけですよね。さっきの除雪機じゃないけれども小柳さんなり国際自動車さんなり販売店があるわけです。今までは販売店が入らないで、大体その上の販売店だかメーカー、準メーカーみたいなのが入ってきていたわけですよね。

それが今回はこういうことということは、私はちょっとこういうのは入札に値しないものではないか。ですから、もう一つの方法の随契約なりそういう形をとるのが、そこで何らかの折衝ができてより適切な価格で購入ができるかどうかと、こういうところだと思うんです。

そして、99.55パーセントでしょう。入札の効果はまあないと思って見ます。ですから、入札という形をとったがために99.5パーセントになったんじゃないかというふうなことも言えるんですよ。その点をどう考えますか。結果はあれですよ、前段の問題と結果でこういう99.5パーセントが出たということは、さっきから入札効果の問題で3社以上必要だと言いながら、私は全然それが達成されていない。やっぱりこれについてどういう反省をしているのか。いや、これは当然なのだとということであるのか、その辺ひとつお聞きします。

○総務部長　　先ほども申し上げましたが、入札参加資格を申し込む時点では、当然、この資格だと思うんです。資格があったということです。ですので、1年間のうちに救急車を毎月頼むわけではありませぬので、たまたま今回頼んだときにその資格を持った方が異動なんかでいらっしやらなかった、というふうにお聞きをしています。ですので、入札参加は2年に1回参加資格を出していただく、申し込みをしていただくわけですが、その時点ではあったということです。

それから、先ほどもちょっとお話し申し上げていますが、十日町さんでは1社随契をやっていますし、魚沼さんでは地元の自動車販売業者から許可業者を通じて見積随契ということでやっているようです。したがって、先ほど申し上げましたように、私どももこの後はポンプ自動車などと同様に医療器具販売店なんかも含めて、ちょっと考えてみたいということですよ。

それから、随契にいたしましても、当然2社なり3社なりから見積りをとるとというのが一般的でしょうし、1社の単社指名ということもあり得るかもしれませんが、できればやっぱり競争していきたいのが原点でございます。見積随契にしても数社の見積りをいただきたいというふうなことになるかと思えます。以上でございます。

○岡村雅夫君　　指名願のときにそういう人がいて、その段階でいないことが発覚した。それは辞退ということは事業者がそれがために辞退をしますというのか、こちらの執行部で調査した結果、そういう人がいないじゃないかということで欠格事項としたのか、その辺をきちっと教えていただきたい。

それからもう1点、随意契約というような例もあるという話、あるいは見積入札ということもあるというような話ですが、私はこういった特殊な機械については、各自治体がいろいろ購入しているわけですから、そういった例をやっぱり参考にしたり、あるいはどういう方法で、あるいはどういう業者から買いましたかとかというようなことで、かなり効果が上げられるものではないかなというふうに感じます。そういった情報交換なり、あるいはその行く末は県なり、国なりが大体どんな感じで動いているかというのは、多分とらえていると思うんですけども、入札効果とかそういう問題については、要するに競争相手がそうしていないということになれば、そういう物件に関してはそういう配慮が必要かなというふうに思いますがいかがでしょうか。

**○総務部長** 相手方の方からご辞退があったということでありまして。日産自動車の方からですね。

それから例を参考にということをございますので、これにつきましては先ほど申し上げましたが、ぎ装なんかもかなり多いわけですので、その辺でもう一回これはこれとしまして、今後検討していきたいということをございます。以上です。

**○牧野 晶君** ちょっとお聞かせください。それこそ入札調書の新潟日産自動車(株)、これは新潟日産自動車の本体とやったということなんですかね。これ六日町支店とか入っていないわけですけど、これだとちょっとミスプリなのかそれともどうなのか、正直、私わからないんですよ。今までの話だとこっちは新潟日産自動車の本体とやった、でもこっちは新潟トヨタの支店ごとにやったというのだと、私は全く意味がわからない。

過去のやつをちょっと財政課と一緒に調べてもらったんですが、それこそ19年の6月のときは、高規格救急車を入札4社でやったんですよ。新潟日産自動車六日町店、新潟トヨタ自動車六日町店、新潟三菱自動車六日町店、新潟日産モーター六日町店で、みんな辞退して残ったのが新潟トヨタ自動車1社でやっているんですよ、入札をね。で、ここに決めましたとやっています。

その次にあったのが、22年の5月にありました。このときは新潟日産自動車六日町、新潟トヨタ自動車六日町この2社でやっているんです。このときもまた日産さんは辞退しました。でも、このときもきつと指名でやっているわけです。今回はまた指名でやるにしても競争原理を働かせたいから3社とか言っているけれども、前回のときは2社でやっていて、今回のときはその同じ会社でやっているわけですけど、同じ会社の支店同士、別なところでやっているわけですけど、私はやっぱりこれはちょっとおかしいんじゃないのかなという思いがあります。

それこそ県の方にこういう場合はどうするのと聞いたら、県の方は一法人一代理人というわけですよ。要はこういうふうに支店同士で入札に参加しないように1人の代理人に、例えばもう端的に言えば牧野商事で牧野の部下AとBに委任状を渡して2人に入札行ってこいやということのないようにしていると言っています。このところちょっとどうなのかなというふうな思いがあるのです。

それともう1点。県の方針についてどう思っているかと、あと過去のやついきさつとこの日産と、もう1点は指名参加願が出されるわけじゃないですか、そのときの委任状を誰からもらっているのか、この新潟トヨタ社は、きっともらっているわけですね。当然、六日町店がやるにしても、要はその大元の会社の代表者から多分委任状をもらっていると思うんですよ。この入札の願いを出していいですよ。これのところが同じなのに結局大元の委任状、市でもらっている委任状の相手が一緒なのに、委任状の委任する人が一緒なのに、これで競争——大元は結局はやっぱり一緒なわけですよ、部制でやっても。これの説明だと私はちょっと無理があるのではないのかなという思いがあるのです。過去の今までの救急車の入札経緯なんかとも踏まえて全般的にまた説明していただけるとありがたいのですが、お願いします。

**○総務部長** 議員から、議案が配付されたときにそういうお話を伺いましたので、私どもも十日町さんや魚沼さんを調べたということでございます。それで、さっきの日産自動車株式会社はこれは六日町であるそうです。ミスプリだそうでございますのでよろしく願います。契約の全般的に考えれば、当然競争原理ということ働かせて、安く良いものを買いたいというのが原則ですので、先ほどもちょっと触れましたが一般競争入札というのが前提になるわけです。指名競争入札や随意契約というのは、政令で定める場合にできるという仕掛けになっていますし、うちの場合は財務規則の中で定めるということになっています。

特定多数の競争者を出して、最も有利な条件と締結をしようという指名競争入札でございますけれども、その品物が特殊だということですので、非常に扱うのが少ない。それから三菱さんがさっき議員おっしゃっていましたが、今回は参加資格が出ていないということになりますので、前回は三菱さんは出ておりましたので、その中に入れたということになります。ですので、私どもとすると、指名競争参加資格審査といいますか参加申込書の出ている方の中から選ばせていただいているということです。

それから、もう1点の六日町と川崎のこれにつきましては、議員から早々にご指摘をいただきましたが、やはり私どもとしてもやっぱりちょっと無理があるなというようなことで、終わってからですね、終わってからちょっと考えまして、今後は先ほど申し上げました医療器具店なんかも含めて入札参加にしていきたいということで検討させていただきたいということで、よろしく願いしたいと思います。以上でございます。

**○牧野 晶君** ちょっと無理があるなということなんですが、入札はやっぱり外から見て公正公平、内でもそうだし外から見ても、誰が見ても公正公平にやっていくのが筋なわけですし、今回私はやっぱり日産さんが辞退したら、これはもう随契しちゃえばいいのではというふうな私は思いです。これはもう特殊な要因ですし、そこの手続をちょっとミスったというのは、やっぱりちょっと問題——問題というのも私は問題だと思っているんですが、今総務部長の方からそこのところをちょっと改善していくよというふうな話が聞けました。もう1回その部分のところ、どういうふうにしてこのミス防止とか、あと逆に言ってみれば過去の経緯を見ていけば、日産さんずっと辞退、辞退、2回ですが辞退しているんですけど、

そういう中で私は考えようによってはトヨタを2社入れれば、今度は2社で競争になるという短絡的な考えだったというふうな思いの中で決めたと思うんです。そのところをうまくもっと入札についてはどういうふうなチェック体制にしていくかについての考えがもしあれば。こういう場合の随契にこう切り替えていくとか、また取りやめをするとかそういうところの考えを聞かせていただければと思います。不調とかのことも含めて。

**○副市長** 前段に総務部長の方から申し上げましたが、契約には幾つかの方法があるということですが、やはり一番透明性がいいというのは一般競争入札ということです。それから指名、指名になりますと、やっぱりこちらから誰と誰を指名する、選ぶというそこに排除される場合がどうしても出てくる。今度はさらにまたそれを一步進めて随意契約になりますと、そうした透明性が全くなくなる。開札の場合でも応札者がちゃんとそこにいて、その場で開札をして最低入札者を決定するということですので、随契になりますとそういうまた透明性というのがかなり何といたしますか少なくなってきました。それを前提に置いて皆さん方からもお考えいただきたいと思います。

それから先ほど申し上げましたように、例えば市内ということでじゃあ市内の自動車屋さんをお願いをして、そこから何といたしますか市外の方の見積りを取ってというような、例えば魚沼市さんの場合は市内の中にそういう資格を持った自動車屋さんがいなくて、結局そういう市内の代理店を通して六日町のトヨタならトヨタから納車をしてしてもらっているというようなことになると、どうしてもそこへ仲介する業者が挟まりますので、その仲介手数料等が、やっぱりそこへ加算になるということになります。そうした場合の何といたしますか経費の、何といたしますか無駄という言い方もなんでしょうけれども、そういういろいろの場合が考えられますので、本当に私どもは今までやってきたようなやり方が一番いいというような気持ちでずっとやってきたのですが、おっしゃられるようないろいろな部分が考えられますので、その辺も含めてこれから検討させていただきたいとそう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議 長** 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

**○議 長** 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

**○議 長** 採決いたします。第77号議案 財産の取得について(高規格救急車)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第77号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第6、第78号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について及び日程第7、第79号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

○市 長 78号議案についてまずこの推薦についての提案理由を申し上げます。このたび、人権擁護委員として2期6年間にわたってご尽力いただきました笛木健作さんが、平成24年9月30日付で任期満了となり退任をされるものです。

笛木さんの後任として阿部正廣さんを人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものです。阿部さんは、長い教員経験を有して、人格、識見ともに優れていらっしゃる方です。なお、任期は平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間となります。

次に79号議案であります。これも人権擁護委員として2期6年間にわたりご尽力いただきました栗田スミさんが、同じく平成24年9月30日付で任期満了となり退任されます。

栗田さんの後任として齋藤ユキエさんを人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

齋藤さんは、長い高校講師経験を有し、人格、識見ともに非常に優れていらっしゃる方です。この方も任期は平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間となります。

以上2件、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 2件を一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本2件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。順番に採決いたします。第78号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第78号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 次に第79号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第79号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第8、第80号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字坂戸、六日町財産区)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第80号議案につきまして提案理由を申し上げます。財産区管理委員の選任につきましては、財産区管理会条例第3条の規定によりまして議会の同意が必要とされております。ご同意をお願いするものであります。

また、委員の人数については条例第2条第2項の規定により7人以内となっております。任期につきましては同意をいただいた日から4年間としたいものであります。

平成24年3月31日をもって大字坂戸、六日町財産区管理委員の任期が満了となり、前回の議会で4人の委員の選任をいただいたところであり、このたび関係集落から3人の追加のご推薦をいただいているところでありますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第80号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字坂戸、六日町財産区)、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第80号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第9、第81号議案 工事請負契約の締結について(総合支援学校大規模改造(建築)工事)及び日程第10、第82号議案 工事請負契約の締結について(総合支援学校体育館建設(建築)工事)の以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

○総務部長 第81号議案についてご説明を申し上げます。本件は、補助内示の遅れから当初付議とすることができず、平成24年6月19日、制限付き一般競争入札に付しました総合支援学校大規模改造工事につきまして、同意議決をお願いしたいものでございます。

1の契約の名称は、工事番号が「特支第6号」総合支援学校大規模改造(建築)工事であります。

2の契約の方法は、制限付き一般競争入札であります。3の契約金額は、1億9,005万

円でございます。4の契約の相手方は、島田・高橋・丸川屋特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は、記載のとおりでございます。

7ページに入札調書がございますのでご覧をいただきたいと思っております。入札参加が3企業体ありまして、税抜き1億8,100万円で、島田・高橋・丸川屋特定共同企業体の落札でございます。落札率96.54パーセントであります。次の8ページに工事概要が記載をされておりますし、9ページ以降に配置図、全体平面図、管理棟立面図、教室棟立面図がございますし、3ページから6ページまでには仮契約書の写しが添付されておりますのでご覧を賜りたいと思っております。

なお、本件に付随をいたします「特支第7号」総合支援学校大規模改造の電気設備工事については、3つの企業体と3つの単社の計6社が入札参加をされまして、関・陽光特定共同企業体が税込みで3,885万円、落札率97.14パーセントで落札というふうになっております。

また「特支第8号」機械設備工事の部分につきましては、6社が入札参加されまして、株式会社サドヤが、税込み4,494万円、落札率97.83パーセントで落札ということになりましたので、ご報告を申し上げます。

それから第82号議案でございますが、これも補助の遅れから19日に執行させていただきました。1の契約の名称は、工事番号が「特支第9号」総合支援学校体育館建設（建築）工事でございます。2の契約の方法は、制限付き一般競争入札でございますし、3の契約金額は、1億8,900万円でございます。4の契約の相手方は、島田・高橋特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は、記載のとおりでございます。

7ページの入札調書がございますのでご覧をいただきたいと思っております。入札参加が3企業体ございまして、税抜き1億8,000万円で、島田・高橋特定共同企業体の落札でございます。落札率が96.61パーセントであります。

次の8ページに工事概要が記載をされておりますし、9ページ以降に配置、平面、立面がございますのでご覧をいただきたいと思っております。

なお、本件に付随する「特支第10号」支援学校の体育館の電気設備工事につきましては9社が入札参加をされまして、株式会社関電気が税込み2,709万円、落札率97.10パーセントで落札ということでございます。

また、「特支第11号」これは機械設備でございますが、これにつきましては8社が入札参加されまして、有限会社大西設備工業が税込み996万4,500円、落札率88.20パーセントで落札となりましたのでご報告を申し上げます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○議 長 一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 第81号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第81号議案 工事請負契約の締結について(総合支援学校大規模改造(建築)工事)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第81号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第82号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第82号議案 工事請負契約の締結について(総合支援学校体育館建設(建築)工事)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第82号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第11、第83号議案 公用車事故に係る損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○総務部長 第83号議案 公用車事故に係る損害賠償の額を定めることについてご説明を申し上げます。

本件は、平成24年2月13日に発生、南魚沼市浦佐5189番地5付近において公用車(ロータリ除雪車)でございますが、交通信号機の制御器に接触をした物損事故について、議案記載のように、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づいて議決を賜りたいものでございます。

事故の概要でございますが、2月13日午前1時25分ごろ、市道浦佐黒土新田線の今ほど申し上げました地点——これは葡萄の花付近の交差点でございますが——において、除雪作業中のロータリ除雪車が、雪に埋もれていた交通信号機の制御器に気づかずオーガが接触、破損をさせたものであります。視認することは困難な状況であったと推測されるものでございます。

1の損害賠償の相手方ではありますが、南魚沼市六日町479番地8 南魚沼警察署 署長 本間 敏雄様でございます。

2の損害賠償の額でございますが、対物賠償として308万7,000円を賠償したいもの

でございます。

3の損害賠償の要旨であります。先ほどの金額をお支払するというところでございます。

なお、本件の賠償金につきましては、市が加入する全国自治協会保険から、全額補てんをされて警察署さんの指定する口座の方に振り込むということになります。説明は、以上でございますが、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第83号議案 公用車事故に係る損害賠償の額を定めることについては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第83号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は10時45分といたします。10時45分再開です。

(午前10時24分)

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時44分)

○議 長 日程第12、発議第2号 国道253号八箇峠トンネル(仮称)爆発事故の原因究明と早期の開通を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

○山田 勝君 それでは国道253号八箇峠トンネル(仮称)爆発事故の原因究明と早期の開通を求める意見書の提出について提案理由の説明をいたします。今工事の事業名であります。上越・魚沼地域振興快速道路、一般国道253号線八箇峠道路事業。概要であります。十日町市八箇から南魚沼市余川までの9.7キロメートル、片側1車線で設定速度は80キロ。トンネル部分につきましては全長2,840メートル、南魚沼市側が1,630メートル、十日町市側が1,210メートル。

今回の事故につきまして死傷者が出たことは本当に残念でなりません。平成22年7月には産業建設委員会で現地の調査を行っております。掘削の先端部までいきましてその状況を見てまいりました。現地の説明では非常に順調に進んでいるということで、安心していたわ

けであります。

道路、インフラの整備が国民生活の安全・安心の基軸であるということは、昨年3月11日東日本大震災後、改めて認識されているところであります。現在の253号線八箇峠道路は、勾配が非常に急な上に、急カーブが連続しています。冬季間の通行障害の多発、昨年の豪雨災害でも通行止めとなりました。以前から地域の悲願として整備が急がれている道路であります。

余談ではありますが、しばらく前、私の電気業界の仲間が、ご兄弟ですけれどもあの峠でやはり冬、命を落とされています。そういったことで非常にその悲願という意味が感じとれるところであります。平成27年、魚沼基幹病院、これも仮称であります、開院が目前に迫りました。救急搬送において当該道路は命の道ともいわれております。

平成17年度には八箇インターと野田インター、これもやはり共に仮称であります、その開通を目指すと発表されました。昨日、トンネルの十日町市側は今月中に工事を再開し、しかし、事故のあった六日町側につきましては、ようやく縦穴を掘るための資材が搬送されたところであります。これから2本の縦穴を開け、可燃性ガスを除去した後、現場検証と原因究明がなされ、その後さらに安全対策の検討と対応作業がなされ、それら全てが完了した後の掘削再開となります。

可燃性ガスの噴出状況や、業務上過失致死等の立件のことも考えられます。調査難航が考えられます。したがって、結果的に工事再開の遅延、開通供用開始の遅延が懸念されるところであります。

以上のことによりまして、悲願の道、命の道につきまして、次の事項を実現されるよう強く要望したく、地方自治法第99条の規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長に対して意見書を提出するものであります。

1つ、今回のトンネル爆発事故の原因究明と早期の問題解決を図ること。2つ、魚沼基幹病院（仮称）開院に併せた供用開始ができるよう、予算の確保と工事促進による早期開通を図ること。6月18日の産業建設委員会で審議しまして全員一致で可決され、ここに上程するものであります。全員の賛同をもって提出したいと思っております。どうかよろしく願います。

○議長 質疑を行います。

○岩野 松君 産建の委員会ではどんな議論がされたかということでお聞きしたいのですが、六日町側からの工事は去年の水害からも余りしていなかったのですけれども、十日町側ではずっと工事はされていたのか。今回の問題は初めて工事を六日町側から再開したということなのです。私が全く素人の質問で申し訳ないのですけれども、業者は同じで、そして対応が違っていたのかどうなのか。そこら辺はどういう審議がありましたでしょうか。

○産業建設委員長 最初の質問であります、事前に配付をし委員の方に見ていただきまして、当日の委員会では質疑はございませんでした。そして、十日町側の工事も休止、事故の後には休止となっております。それで六日町側の方の工事につきましては、冬季ずっと工事

を中断しておりまして、それで工事再開に向けてのための準備に入ったところでの事故です。そういったことで現在どちらも工事にはなっていない状況です。

六日町側につきましては佐藤工業さんなのですけど、十日町側については申し訳ありません、認識が今ありません。鹿島さんだということです。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第2号 国道253号八箇峠トンネル(仮称)爆発事故の原因究明と早期の開通を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

○関 昭夫君 発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書についてご説明を申し上げます。本発議は請願第2号に基づく発議でございます。内容につきましては皆さまのお手元に配付されておりますが、少人数学級は全国各地でそれぞれ取り組みが行われております。都道府県、市町村等々で取り組みをやっているわけですが、この部分については国はあくまでも地方の負担ということで、財政力によってどうしても差異が生じている。その部分については教育の格差が出てしまっているという現状ではないかと思っております。

また、今ほども言いましたが国の負担がないということが、逆にその格差を生じさせているという部分で、教育費の国庫負担制度2分の1の復元ということがこの中に含まれているということだというふうに考えております。皆さまからのご賛同をいただいて意見書を発議したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、発議第4号 水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

○中沢一博君 発議第4号 水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める意見書の提出について、発議者としてご説明申し上げます。国はこの特別措置法の期限を7月31日とすることに決定しております。周知徹底され、広報されているようではありますが、なかなか今までにも患者さんが名乗り出る環境づくりがどうであったかと考えた場合、この差別の偏見を恐れて申請をしなかった人たちがまだまだ多いのではないかと思う次第であります。

新潟県の本年7月末現在での申請者は1,395人となっております。その後の5月31日現在では給付の申請者が1,466人、そのうちの新規申請が1,148人でありまして、合計1,495人と前年比100名上回っている状態でございます。この数か月をみても、申請者が今までに増して本当に多く申請されているこの実態をみた時に、水俣病の発生から半世紀が経ちましたけれども、今なお新たに多くの患者の方々が救済を求めています。

こうした実態を放置することは許されないのではないかと、そう考えましてこの下記記載のとおり3点を強く要望し、地方自治法第99条の規定によりまして意見書を提出するものであります。全員のご賛同をお願いする次第であります。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第4号 水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第159条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってお手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定しました。

○議 長 日程第16、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より、所掌事務について、各常任委員長より所掌事務について、それぞれ会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

○議 長 ここで先に配付されました南魚沼市財政計画(変更2)について、執行部から説明を受けます。執行部、説明を願います。

○市 長 議案議了後の大変お疲れのところを申し訳ございませんが、市で作成いたしました財政計画(変更2)について、この後担当課長からご説明申し上げます。ひとつ皆さま方にお断りを申し上げますが・・・

(「休憩動議」「賛成」の声あり)

○議 長 休憩といたします。

(午前11時03分)

○議 長 それでは休憩をといて会議を再開いたします。

(午前11時05分)

(「休憩動議」「賛成」の声あり)

○議 長 休憩いたします。

(午前11時06分)

○議 長 休憩前に続き会議を再開いたします。

(午前11時16分)

○井上議会運営委員長 貴重な時間をいただきまして大変ご迷惑をおかけいたしました。先ほど議運を開きまして、20日の日の決定を確認させていただきました。議会を終了前に財政計画を報告し、ということで皆さんの意見の一致をみました。そういう意見であったということでありまして、全員の一致をみましたので、議長の進行どおりにさせていただきます。

す。

○議 長 先ほど議会運営委員長井上智明君から説明がありました。ここでこのまま会議を継続しますのでよろしくお願いいたします。

○佐藤 剛君 私はそういう方向性には異論があるわけではないのですけれども、ここはやはり議場の中の運営ですので、きちんとしてもらいたいと思います。

まず第1には、先ほど議長が宣告した閉会宣言、それをどうするのかというのをはっきりさせていただきたいと思いますし、もう1点、議運のとおりに行進するのであれば、今日配付になりました議事日程の中にないのですね。そこら辺もきちんと説明して、ではそのとおりにやりましょうという話にしないと、何でもいいというわけにはいかないと思いますので、そこをはっきりさせてから進めていただきたいと思います。

○議 長 佐藤 剛君の質問に答えますが、議会はまだ閉じておりません。先ほど閉会と言ったのは、まだ休憩中ということでありましたので、その段階ではまだ議会は閉めていないということを確認していただきたいと思います。

それとやはり私の技量不足もありますし、勉強不足もありましたけれども、今回はこの件については議運の皆さん方と私議長と少し認識が、考え方が違った中で、こういった皆さん方に誤解をいただいたと。そういったことで大変迷惑をかけましたけれども、このままきちんとした形で議事を進行していただきたいと、そのようにまたするところがございます。

○岩野 松君 私もいい加減に聞いていたのですけれど、一番最初に始まる時、今日の議会は議事日程どおりという議長宣言はあったと思うのです。そうすると今、11番議員が言いましたように、議事日程の中にはこのことは書いていないのですね。そうするとそれは、そうであっても議会内のそういうことになるということはあるのですかというか、そこはいいのでしょうか。

○議会事務局長 議事日程につきましては付議されたものにつきまして記載しております。一応先ほど議長が宣言しましたように、本日の議事は全て議了しましたということで、議事は議了いたしました。今、これから説明するものは単なる執行部の方からの財政計画の説明でありまして、議事ではございませんのでよろしくお願いいたします。

(「進行」の声あり)

○議 長 それでは執行部から説明をお願いいたします。

○市 長 大変お疲れのところを申し訳ございませんが、市の財政計画その2について、この後、企画政策課長からご説明申し上げます。

1つお断りを申し上げておきますけれども、先般、一般質問等の中でこの財政計画については合併特例債の延長期限が延びるということは想定をしないで組んであります。ご承知のように20日の参議員本会議でこの法案が可決されましたので、正式に5年間延長ということになりました。

ですので、これをさっと推計いたしますと、財政が好転することはあってもこのことによって悪化することはありませんけれども、とりあえずはそういう前提で組み上げましたので、

またいずれ、そう遅からずに事業計画とかそういう部分についてはまた変更になる恐れがありますので、その点をご理解の上、ご審議をいただきたいと思っております。

**○企画政策課長** それでは配付済みの南魚沼市財政計画変更2によりまして、説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。なお、正誤表を配らせていただいておりますので、申し訳ありませんがご訂正をお願いいたします。

計画の表紙をめくっていただきまして1ページをご覧ください。財政計画の経過ですが、平成19年12月に合併特例債、現時点のですけれども、終了後の初年度に当たります平成33年度までの財政計画を推計いたしました。その後2年後に、平成21年12月ですが、1回目の変更をさせていただいております。

そして、昨年の東日本大震災、新潟・福島豪雨災害による状況の激変や、大規模事業の事業費が具体的に変わったことから今回2回目の変更を行うこととさせていただきました。今ほど市長の方からご説明がありましたが、本計画につきましてはあくまでも基本的には考え方、それと推計期間につきましては今までどおりということで作成してありますので、ご了承をお願いいたします。

なお、再推計につきましては、市税の再推計、交付税の再推計、人件費の再推計、投資的事業費の再推計、繰出金の見直しによる再推計、そして推計の基準を極力直近の数値に変更させていただきました。2ページと3ページをご覧ください。財政状況の推計です。上段の表が歳入、中段の表が歳出、下段の表が歳出から歳入を引いたものとなっております。22年度までは実績値、23年度は決算見込み値、24年度は予算額、そして25年度以降は推計値としております。特別なことがなければ平成24年度の予算額を基準として推計させていただきました。

前回の計画に比べますと、33年度の財政規模は16億円、5.9パーセントの増となっております。前回の計画との差の要因としましては、子ども手当などの福祉計画での歳入、歳出の増、それと臨時財政対策債、合併特例債、それと災害復旧事業債による公債費の増が原因となっております。3ページの下から4ページ中ほどまでは今ほどご覧いただきました財政状況推計表の大区分ごとの計上の基準を説明させていただいております。

4ページ中ほどからはさらに中区分として分類し、実際の推計状況を説明し記載させていただいております。なお、中区分の推計値につきましては、最後の15ページ、16ページに推計表として33年度まで記載させていただいておりますのでご覧ください。

それでは中区分の分類表によりまして、推計の方法、方針など、また前回と変わった点を中心にご説明させていただきます。併せて説明内容が8ページ、9ページにも記載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

まず歳入からですけれども、市税につきましては、直近の税収を基本に経済状況を反映しまして、前回計画よりも一段と減少を見込んでおります。都市計画税は今年から税率を2分の1にいたしましたので6,500万円ほどの減収となっております。23年度の決算見込みと比べまして33年度は5億円、6.7パーセントの減としており、前回の計画より5億5,

000万円の減としております。

普通交付税ですけれども、基準財政需要額では経常経費分を毎年度1パーセントの減としております。基準財政収入額は今回新たに推計しました市税の減少と整合をとっております。

合併優遇措置の関係ですが、合併10年後の平成28年度から平成32年度までの5年間は、合併算定替から一本算定になるまでの段階的に縮減を行うルールに基づきまして、減額をしております。そのようなことから23年度の決算見込みと比べまして、33年度は9億1,000万円、率にしまして9.4パーセントの減と推計しております。しかし、前回の計画よりは6億5,000万円の増となっております。33年度で前回に比べて大幅に増加しておりますのは、23年度決算におきまして前回の推計よりも7億5,000万円増加しておりますので、それが大きな要因と考えております。

したがって、今回の計画では交付税につきまして、スタート時点で前回よりも7億円近い額が多いというような状況ですので、33年度におきましてもそれに近い額が増えているというようなことをご理解いただければと思います。

臨時財政対策債ですが、国の方針が流動的なため、今年度予算12億3,400万円ですけれども、それと同額として推計をさせていただきました。臨財債は普通交付税とセットとなっておりますので、今年度の予算値で固定をさせていただきました。平成23年度の普通交付税と臨時財政対策債の合計は110億1,000万円でありまして、前回の計画よりも13億8,000万円増加しております。また、同様に平成33年度におきましても合計は前回よりも13億5,000万円の増と見込んでおります。

特別交付税ですけれども、平成22年度以前の6年間の平均は11億円を超えておりますが、安全をみまして平成27年度までは9億5,000万円、28年度以降は9億円とさせていただきます。ちなみに豪雪の影響もありましたけれども、昨年度平成23年度は14億8,000万円となっております。

続きまして国県支出金ですけれども、平成24年度予算値で固定をさせていただいておりますが、前回よりも9億円ほど増額とさせていただいております。これは前回の計画には計上されておりました子ども手当や、障害者自立支援の制度改正による増などが原因となっております。今後の制度改正の動向が見えませんが、歳出は固定させていただき、市の純負担増を歳出でみさせていただきます。後ほど歳出の扶助費のところでも説明をさせていただきます。

大区分のその他ですけれども、繰越金につきましては、歳出の物件費4パーセント、維持補修費5パーセント、扶助費2パーセントの執行残の見込みを合計2億5,000万円と考えております。その他に執行残の5,000万円、予備費の5,000万円を加えまして、翌年度の繰越金3億5,000万円として25年度から固定をさせていただいております。この推計方法は前回と変更はありません。今までの平成19年度から22年度までの決算では1年4億から5億円の繰越となっております。

特別の中の特殊事情ですけれども、これにつきましては金額が高額であったり、後年度の

財政計画の推計に参考とならないものを計上させていただいております。23年度でいえば大部分が災害復旧関係の国県補助金と起債となっております。

続きまして歳出ですけれども、人件費ですが、定員管理適正化計画により推計をしております。平成28年度までに病院を除く職員を50名削減することとなっております。また、共済費の増額分も見込ませていただきました。平成33年度は23年度の決算見込みと比べまして、6億7,000万円11.9パーセントの減となりますし、前回の33年度に比べまして3億8,000万円の減となっております。

物件費ですけれども、平成24年度の予算値を基本といたしまして、将来の臨時職員化や民間委託に伴う影響を考慮して推計をさせていただきました。また、主要施設整備による運営費の増も見込ませていただいております。平成33年度は23年度の決算見込みと比べまして2億7,000万円、7.9パーセントの増となりますし、前回の計画33年度に比べまして4億6,000万円の増と推計しております。

雪関係以外の維持補修費ですけれども、衛生センターと教育関係施設経費は同額といたしました。また、道路維持補修費は毎年度2パーセントの増、それ以外は1パーセントの増と推計しております。平成33年度は23年度の決算見込みと比べまして4,000万円ほどの増となっております。

扶助費ですけれども、高齢者の増加及び少子化の影響を一部の市単独事業に反映をさせましたが、その他の大部分は毎年度0.5パーセントの増とさせていただきました。ここに含まれる経費につきましては、子育て、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護などによるものですが、先にお話したとおり歳入を固定していますので、増加をみていないということですが、年0.5パーセントの増は純粋な市の負担増の分ということでご理解いただきたいと思っております。

また、予定されています民営化に伴う委託料の増加は、それとはまた別に加算する形で見込みをさせていただいております。子ども手当など国の施策動向が不透明な部分につきましては、現状で固定をさせていただきました。

33年度は23年度の決算見込みと比べまして1億4,000万円、3.4パーセントの増とさせていただきます。ちなみに前回の33年度に比べまして8億7,000万円、26.6パーセントの増となっております。これは先ほどもお話ししましたが、子ども手当などの影響によるものです。

補助費ですけれども、社会福祉法人や土地改良区などへの債務負担分の減額に伴い推計をさせていただきました。平成33年度は23年度の決算見込みと比べまして2億4,000万円、21パーセントの減となります。

続きまして繰出金ですけれども、下水道特別会計ですが、平成27年まで整備計画を延長いたしましたので、その内容での経営状況予測により推計をさせていただいております。水道事業会計につきましては、高料金対策を含め、基準内繰出額の全額を繰り出すこととし、平成27年からは内部保留金が3億円程度に維持できるよう32年度まで特別補助を見込ん

で推計をさせていただいております。

国民健康保険特別会計ですけれども、運営協議会での検討内容を参考にさせていただき推計をしております。基準外繰出金は平成24年度予算値を基本として、25年度以降1億円と固定をさせていただきました。23年度では結果的に医療費の減少などから基準外繰出しの必要がなくなりましたが、安全をみまして計画のままとさせていただいております。

介護保険特別会計ですが、平成26年度までは介護保険計画に基づきまして推計をしております。平成27年度以降は毎年3パーセントの増として推計をしております。

後期高齢者医療特別会計ですけれども、平成24年予算を基準値といたしまして、平成26年度までは現制度で推計し、27年度からは固定をさせていただきました。療養給付費負担金は毎年2パーセントの増として推計をしております。

病院事業会計ですけれども、24年予算を基準値といたしまして、基幹病院開院の翌年度、平成28年度ですけれども、それ以降は新六日町病院、大和病院など、医療再編後の経営安定化特別補助金として補助を見込んで推計をさせていただいております。

以上のことから繰出金につきましては、トータルで平成33年度では23年度の決算見込みと比べまして、3億4,000万円、6.7パーセントの減と推計しております。

公債費ですけれども、今までの市債の未償還額に今後発行予定の市債の償還予定額を積み上げて推計をしております。バブル期や国の景気浮揚策に呼応した積極的投資の財源として発行されました市債の償還の終了によりまして、平成24年度までは減少していきますが、合併特例債の償還が始まり、平成29年度をピークに増加をしていきます。その後は減少をし、平成33年度では41億6,000万円となりまして、23年度に比べまして8,000万円の増額となります。臨時財政対策債を平成33年度まで毎年12億程度の発行をすることとして推計をしておりますので、なかなか公債費が減少しない構図になっております。

投資的事業費ですけれども、有利な合併特例債の活用が可能な期間であります平成27年度までは必要な事業につきまして投資を進めることといたしております。その後の平成28年度以降は今までの計画どおり年20億として推計をさせていただいております。

合併特例債の借入限度額は約270億円ですが、そのうち投資的事業の財源となりますまちづくり建設事業分は247億円です。平成27年度での発行推計額は88.9パーセント、219億4,000万円となると見込んでおります。

大区分の中の特殊事情ですけれども、歳入で説明しましたとおり例年のないものを挙げさせていただいております。23年度につきましては、大部分が災害復旧事業費となっております。図書館建設に伴います中小企業基盤整備機構返済補助金や住宅リフォーム事業補助金などもここに含ませていただいております。

10ページをご覧ください。基金の推計です。まず、合併振興基金ですが、公債費の削減のために高金利債の繰上償還や借換えを平成19年度から21年度に行いましたので、前回の計画では繰替運用分を平成31年度まで均等割、ほぼ均等割ですけれども、繰戻積立をすることといたしてございました。今回の計画では昨年の12月の議会でご承認いただきました

とおり、繰替運用分を平成26年度までに償還することとし、併せて地域内連携強化、及び均衡化に向けた事業の財源としまして、毎年1億円の取崩しを見込んでおります。表のとおり平成33年度の残高は12億5,700万円となると推計しております。

次に財政調整基金ですが、平成20年度、21年度で12億円程度の積み増しができましたが、平成22年度から24年度では、東日本大震災、豪雨災害、豪雪などの影響と、病院事業会計への資金不足解消のための補助によりまして、13億円弱の取崩しを見込んでおります。今後も災害対応などの緊急時に備えるべく、財政調整基金をある程度の水準で維持する必要があると考えておりますので、平成22年度で終了いたしました財政健全化計画の理念を踏襲する考えでおります。平成33年度末の財政調整基金の残高は5億200万円でありまして、合併振興基金と併せますと17億5,900万円になると推計をしております。

市債につきましては11ページの表のとおりです。平成28年度以降の投資事業の抑制を想定しながら活用させていただいております合併特例債と、引き続き高額で推移します臨時財政対策債で、新発債が多くなることから、平成33年度の市債残高は316億円となります。平成23年度に比べた減少額は19.1パーセント、74億8,000万円に留まる状況です。33年度では前回の計画に比べまして108億円ほど多くなっておりますが、これにつきましては臨時財政対策債、災害復旧事業債、合併特例債などが原因となっております。

普通交付税が本来の姿に戻り、臨時財政対策債を発行せずに済むのならば、市債の残高はもっと減少するものと考えておりますが、現状ではこのような推計をさせていただいております。

実質公債費比率は確実に下がっておりまして、11ページの下の方のとおりです。3か年の平均の実質公債費比率は平成25年度に18パーセントを下回る見込みとなっております。

続きまして12ページ、主要建設事業ですけれども、今後も実施に当たりましては総合計画の実施計画に計上し投資効果などを検討しながら計画的に実施していきます。平成24年度から平成27年度まで、現在の合併特例債の発行できる期間ですけれども、この間で想定している主な事業につきましては、市立病院の整備、魚沼荘の改築、中保育園の改築、小中学校の大規模改修、特別支援学校の整備、大原運動公園の整備、図書館の整備、そして消防庁舎訓練棟の建設とデジタル無線化などです。

次に12ページの職員数ですけれども表のとおりであります。平成23年度、738人が平成28年度までに50人の減とし、688人と推計しております。今後も班体制や主幹の概念の定着を図り、職員の効率的な配置に努めてまいります。また、民間運営が適当な施設につきましては、検討し民営化を図る所存であります。職員の配置数は先ほども述べましたが、定員管理適正化計画を基本としながら、毎年十分なヒアリングを行い、適正な配置に努めたいと思っております。

最後になりますけれども、財政の健全化は自治体運営の改善におきまして大きな柱のひとつです。当市におきます財政健全化計画は平成18年度から22年度で目標を達成して終了いたしました。その結果を踏襲しながら13ページに記載されておりますように、一層の財

政の健全化を推進していく考えであります。

合併特例債の活用期間の延長も決まりましたので、事業実施期間の再検討や、今後必要な新規事業につきましては、今後の総合計画の中で検討必要があると考えております。また、場合によっては新市建設計画の変更も必要になることもあろうかと思っておりますので、その場合には併せて財政計画も当然見直しが必要になってきます。今後の状勢をみながら財政計画の再度の見直しもあり得るとは考えておりますが、以上で今回の現時点での財政計画の説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

○牧野 晶君 市税について考え方を聞いていきたいのですが、それこそ市税は大体28年度以降は同額で推計というふうになっているわけですが、今年はやはり、一番気になるのは市税の入り込みがこれの財政シミュレーションが重要だと思うのです。28年度までは徐々に減っていくわけですが、28年度で何で減らすのを止めた、削減をなくす理由というのが私はわからないのですが、そここのところの説明をもう一度詳しく考え方を聞かせていただければと思います。

端的に言えば、今いろいろな建物とかどんどん、どんどん高齢化とか、あとは年寄りしかいなくなったり家が減っていっている中で、市税というのだけは減っていくのではないのかと私は思っているのです、そここのところをこれだと甘い、直球で私はみてしまうのですが、そここのところをお願いします。

○財政課長 市税につきましては見方が甘いというご指摘ですが、市税につきましては前回の財政計画からも一段と厳しい見方をさせていただきました。それで市税について今後どうなるかという見通しなのですが、現在の市税の状況からしましても今回お示しをしましたが、法人の回復も一部は見られます。そちらの方についても23年度決算でも見込んだほどは落ちなかったというような現象も起きておりますし、かなりきつい思いで28年まで落としています。その後についても同様の形でいくということが適当かどうかはわからなかったものですから、28年までかなり落としていますので、そのまま横に推計をさせていただいたというのが実態でございます。以上です。

○牧野 晶君 説明のこの根拠はわかったのですが、でもやはり私は今後のことを思うと落ちていくのではないかというふうな思いがあります。28年度というのは合併の交付税算定特例がこれから大変になっていくわけですよね。交付税の算定特例がなくなるので、そここのところを収入をカバーするために、鉛筆をなめたというふうにこれを私は見えてしまうのです。そここのところがないように、ここは厳しくしていくべきではないのかなと。やはり28年度までは厳しくした、でも28年度以降も厳しくしたというふうにしておかないと、この財政シミュレーションのせつかく見直しをしたのに、そここのところがすごい私はこれだと説得量が少ないというふうな思いがあるのです。きっと5か年延ばすわけですよね。また合併特例債の5か年延長とか見直しをするので、そここのところにここはもっと厳しくやって、安心してくださいます。きっとそういうふうな数値で内部で調整すれば鉛筆なめなくても大丈夫

だと思いますので、このところをもっと説得力があるように、市税のところだけは直していただければと思います。

**○財政課長** 趣旨はわかりますし、恣意的に28年から横にしたのではないかというご指摘もごもっともかと思いますが、私どもの気持ちとしましては、本当はもう少し28年までこれほど落ちないだろうという気持ちが強かったものですから、そのようにさせていただきましたが、次回の計画の見直しにつきましては、またより現実に合うような形でさせていただきたいと思います。以上です。

**○寺口友彦君** 今回の財政計画は非常に期待をしておりました。新市建設計画は平成27年度までのものでありますよね。今回の見直しについては、24年度から33年度までの10年間ということであります。確かに10年間の部分についての推計でありますけれども、この計画を作るについては大変なご苦勞があったと思います。しかしながら、うちの市が一番抱えている問題は、維持補修費であったり投資的事業であったりする部分が、例えば40年間というスパンで考えた場合、24年度で物を作った場合、40年後にはまた新しく作るという時期がやってきます。

そういう40年間という長いスパンを考えた時に、この10年間というのは、どういう位置付けになるのかという部分が財政計画として出てくるものだというふうに期待をしておりました。それぞれの部分については、確かに前回のものよりは厳しく絞ってありましたけれども、やはり長いスパンの中でのこの10年間というようなところの捉え方が今回出なかったというのは、非常に残念であります。この部分について部内では何か考えがありましたか。

**○財政課長** この財政計画を作るに当たりましては、最初からもう少し短い期間で私どもの方は提出を考えていたところなのですけれども、やはり合併の特例期間が終了する33年まで延ばすようにということで、その時点でもかなり長期の——財政はご存知のとおりどんどん、どんどんと移り変わっておりますので、その中で長い期間を見させてもらったということです。事務方からするとかなり思い切った表現であったかなというふうなところもあります。

そんなことで、確かにもっと長期の将来を見越したということもわかりますけれども、事務的にある程度推測ができて、現行制度のところの合併の関係のところが終わるところまでという方が、どちらかという現実的かというふうな考えから、このような33年という年数にさせてもらっています。また、将来的なものについては、もう少し大きな構想の中で考えていかなければならないと思いますので、当分の間、財政計画につきましては、合併の優遇期間が終了するまでということとさせていただきますれば、というふうに考えております。以上です。

**○寺口友彦君** もっと長期的な部分というのを今、財政課長から発言がありました。この部分は最も大切でありますよね。例えば建設であれば道路であったり、橋であったり、河川です。この部分についての維持補修、橋については新築の部分がありますよね。こういったものが、こういう全体計画の中にどの程度反映されてくるものかというのが、非常に大きな

問題であると思います。

10年間というスパンを考えられた、それは確かにそのとおりであります。10年間ではたして、ではその後の維持はどうなるのだという部分について、非常に心配があるわけです。とにかくこの市内を見渡しても非常に施設が多いです。これがこの40年間のうちには必ずや新築の部分が出てきます。そういうところを抜きにして、この10年間やるということは、私はなかなか数字的には難しい部分が出てくると思います。ぜひとも全体像というものを早期に——データを全部集めれば私は簡単なことだと思っています。それを先にやるべきだと思いますが。

**○市長** それは議論としては成り立ちます。50年、100年。しかし、今現実的にきちんとやらなければならないというところに、40年後のことをとてもこの中に見込めるものではありません。議員がおっしゃったように、資料を集めればわかるじゃないかと、それはわかりませんよ。わかりません。10年、今大体10年先を読むことすら本来、相当難しい部分でありまして、それを40年後まで全部見なさいなんていうのはとてもではないが、大体それが嘘になってしまいますから。

ですから、こういうふうに立てた中で3年後と5年後ととか、徐々に見直しながら先へいっていくということをやらないと、とても40年後の南魚沼市内の状況を推測して、そこにお金の部分できちんと表していくなんていうことは、なかなかでき得ないことだと思っています。あったら教えてください。

**○中沢俊一君** こういう財政の勉強会なんかに出てみますと、まず講師が言うことは、あなた方議員がいくら逆立ちしたって、市の職員の専門でやっている人にはかなわないのだと。確かにそうです。私だってそう思います。

14ページに、しかしその辺のことがまとめて書いてあるわけでありましたが、でもその市の専門の職員にしても、この震災対応が第一優先でどうなるかわからない。また、国の制度改革を主要因として、それぞれの項目で大きな誤差が生じることが予測される。しかしながら、この真ん中ほどに厳しすぎる財政予測は、お前方、素人の議員が余りそういうことを言うと、地域活力の衰退も危惧されてしまうと、こういうふうにくくってあるわけです。お前さん方議員がいくら東になってもかなわないと言ったその講師が、でもこれからはほかの自治体と比べながら、そこをあなた方が根拠としてこれから財政をチェックしていかなければならないと言っておりました。

そこで、市長にもう1回聞いておきたいのですが、この借金返済比率ですよね、実質公債費比率、これが18を切ればまあまあいいだろうというような答弁が市長からもあったわけです。私はやはり余裕をある程度みておいて、国がどうなるかが、どうぶれようが、待たなしの借金だけはある程度制限をするから、事業だけは本当に厳選をして、投資をして、市税が増えていく、あるいはこれを投資することによって、あんまり返済の割には効果が上がらない、これはやはりチェックしていくのが我々議会の役目だと思っています。その辺の今言ったことについて市長の意見を聞かせてください。

**○市長** 冒頭申し上げましたけれども、今の制度の中で、国がどうだろうが、この市だけのという考え方はできません。ですから、やはり国の動向に一番大きく左右される、このことは当然のことです。国の方が交付税を減らそうが増やそうが、それは関係なく我々のところはこうだなんてことはできませんので、そういうことはきちんと見込ませる。やはり、国の動向というのは、今のどこの自治体もこの動向を無視して財政計画を立てるなんてことはできませんから、それはひとつご理解をいただきたいと思っております。

それで、18パーセントを切ればそれでいいのかということ、そういうふうには思っているわけではありません。ただ、市が発足当時、諸々の要因の中で24パーセントを超えるという実質公債費比率でありましたから、これをとにかく何とか早急に適正水準といわれている18パーセント以下にまずは下げたいと、この思いを申し上げただけで、18パーセントを切ったから後はそれでいいのだということは全く考えていません。当然ですけれども、この率をもっともっと下げようという努力はしていくということでもあります。

それから投資部分で、費用対効果、費用対効果という話をよくおっしゃいますけれども、費用対効果——効果というのはお金だけで計れる部分ではありませんから、それは維持管理費が例えば500万円かかるからそれは効果があるとか、1,000万円になれば効果がないとかなんてそういう問題ではないわけです。我々も将来の若い皆さんに多額の借金を残して、それで良しとしているわけでありませんから、きちんとそういうことがそう無理なく推計していける、運営もしていけると、そういうことを見越しながらいろいろの投資計画も組んでいるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

**○中沢俊一君** 我々は素人考えとして行政のこういう財政を知りませんから、民間の同業他社がどういうふうに行っているのか、それに対して自分の会社はどうかと本当に比べながら行っているわけです。しかも、同業他社がどういう本当の内容であるかということを知らないで行っているのが民間です。だから、安全弁も作っておきます。実際はこうして1,700近い自治体の財務状況は全部わかるわけですから、ほかのふり見て我がふりを検証しなければならぬ、それを我々が行っているわけでもあります。

民間と大きく違う、しかしながら民間のそういうことを踏まえて行っていることを余りばかにしないでほしい。私はそう思っていますし、その中で、市長が今言われた投資対効果、これは決してお金だけで言っているわけではありません。そんなことは当たり前のことです。文化的な面、利用者であるとか、文化的な効果であるとか、よくほかのところが行っていることを比較をしてやってほしい、そういうことを言っているわけです。費用対効果というのはそういうことです。そこだけはひとつ押さえておいてほしい、以上です。

**○市長** 我々も他の自治体と全く比較なしとか、それは何でもいいなんて思っているわけではありません。ただ、それぞれの状況は違う部分がありますから、一つの指標の中で全部その自治体のことを、こっちが上がったり、こっちが下がったり、だから南魚沼市はこうではないかと、その部分はわかりますよ。わかりますが、その弱点たる部分を脱却するように当然財政もきちんとそういう中で考えて行っているわけですから、指標が下がるということ

はあり得ないわけです。そうしてはならないわけですね、前よりは。ですから、そういうつもりでやっています。

ただ、今議員がおっしゃるように、今ぼんと出されたいろいろの財政指標の中で、そら、南魚沼はここが悪いからこれだ、これだと、そういうやり方は早急にできるはずがありません。今までの積み重ねの部分をきちんとやっているということも相当あるわけですので、それはご理解いただかないと。

それで、民間のことをばかになんてしていません。民間は民間なりに、きちんと民間のそういう財政の中でやるわけですし、公共は公共でそういう部分ではない部分もありますので、当然無駄を省くとか、費用対効果だつてそれはかけた費用に対して効果がどんどん出てくるのがそれが当たり前のことですから。それは当然追求はしますが、かけたお金に対してどのくらいだとか、そういうことがぼんぼんと民間みたいに出るわけではありません。利用度であつたりいろいろありますから、そういうことは民間をばかにしたなんてことではなくて、当然お金を扱う者として、入るを量りて出ざるを制すということは鉄則でありますので、そういうつもりで財政運営はやっていかなければならないと思っております。指標も徐々に改善ができるように、これ努めておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

○佐藤 剛君 あれほど質問してまだあるかということと言われそうですが1点だけ。この間のものに出てこなかったのが1点だけ確認したい。私は繰出金の現状からすると将来見通しは大変不安を持っているのですけれども、これを抑えていかなければならないという問題はわかるのです。今の説明の中で、例えば病院運営の関係で経営安定化特別補助金を当てにしているというような説明が多分あったと思うのですが、そこが私は余り認識していない、承知していないのでその内容。

もし、それが病院運営に係るものであれば、そういう見通しとかそういう話というのは、もう既に県なり、国なりどこになるのかわかりませんけれども、出ているのかというところ。そこだけちょっと確認したい。

○財政課長 今ほご質問ですけれども、基準外経営安定化特別補助というものにつきましては、基準外でも当分の間は出していかなければならない部分があるだろうと、そういう意味でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よつて質疑を終わります。

○議 長 以上で南魚沼市財政計画(変更2)についての説明を終わります。

○議 長 これをもって平成24年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ありがとうございました。

(午前12時04分)